

日本平和大会の歴史と意義

アメリカの全面占領からサンフランシスコ体制に移行する50年代の初め、日本では独立・平和・民主主義を求める国民的な運動が全国各地で高揚し、内灘、妙義、日本原など軍事基地反対のたたかいが一斉に繰り広げられた。

このような状況の中で53年6月、日本で初めて「全国軍事基地反対国民大会」が東京で開かれた。59年2月には、「安保条約廃止・平和共存推進日本平和大会」が開かれ、安保反対闘争の最初ののろしとなった。いずれも日本平和委員会の提唱によるものである。

その後、安保闘争を経て61年10月、舞鶴で「安保体制打破・軍国主義復活阻止日本平和大会」が開催され、これを契機に10万人の板付基地包囲など、基地闘争が大きく前進した。

アメリカの各個撃破政策によって、アジアの平和が危機に直面する状況のもとで62年11月、「アジアの平和のための日本大会」が大阪で開催された。この「アジアの平和のための日本大会」は73年まで7回にわたって開催され、アメリカのベトナム侵略戦争と日本の出撃基地化を許さぬたたかいや、沖縄返還闘争に大きく貢献した。

86年11月、日米安保史上初の日米統合実働演習が行われるという新たな情勢に際し、「軍事同盟打破・基地撤去」を中心課題とした日本平和大会が横田基地を抱える東京・昭島市で開かれた。この日本平和大会は、それ以来毎年、全国の米軍・自衛隊基地所在地で開催され、日本の安保・基地反対闘争の発展に重要な役割を果たしている。

この日本平和大会には、アメリカ、アジア、ヨーロッパなどの平和活動家も大きな期待をもって参加しており、軍事同盟打破と外国軍事基地撤去を要求し、アメリカの覇権主義に反対する運動の国際的交流と連帶の場ともなっている。

(中尾元重)

日本平和大会開催年表

回 数	開 催 年	開 催 地	開催地の基地
第 1回	1 9 8 6	東京都（昭島市ほか）	横田米空軍基地
第 2回	1 9 8 7	東京都（福生市ほか）	横田米空軍基地
第 3回	1 9 8 8	神奈川県（横須賀市）	横須賀米海軍基地
第 4回	1 9 8 9	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第 5回	1 9 9 0	神奈川県（横須賀市ほか）	横須賀米海軍基地
第 6回	1 9 9 1	北海道（札幌市ほか）	北海道自衛隊基地
第 7回	1 9 9 2	愛知県（刈谷市）	依佐美米軍通信基地
第 8回	1 9 9 3	東京都（昭島市ほか）	横田米空軍基地
第 9回	1 9 9 4	青森県（三沢市ほか）	三沢米空軍基地
第10回	1 9 9 5	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第11回	1 9 9 6	東京都（昭島市ほか）	横田米空軍基地
第12回	1 9 9 7	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第13回	1 9 9 8	長崎県（佐世保市ほか）	佐世保米海軍基地
第14回	1 9 9 9	山口県（岩国市ほか）	岩国米海兵隊基地
第15回	2 0 0 0	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第16回	2 0 0 1	沖縄県（名護市ほか）	沖縄米軍基地
第17回	2 0 0 2	東京都（都内）	横田米空軍基地
第18回	2 0 0 3	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第19回	2 0 0 4	長崎県（佐世保市ほか）	佐世保米海軍基地
第20回	2 0 0 5	神奈川県（横浜市ほか）	横須賀米海軍基地
第21回	2 0 0 6	山口県（岩国市ほか）	岩国米海兵隊基地
第22回	2 0 0 7	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地
第23回	2 0 0 9	神奈川県（横須賀市ほか）	横須賀米海軍基地
第24回	2 0 1 0	長崎県（佐世保市）	佐世保米海軍基地
第25回	2 0 1 1	沖縄県（那霸市ほか）	沖縄米軍基地

日本平和大会成功のために 日本原演習場の現状と今後を見通す学習会

2011年11月12日 岡山市勤労者福祉会館

「2011年日本平和大会 in 沖縄 学習パンフレット」補足資料

沖縄の基地と普天間問題について

中尾 元重

1. 沖縄66年の略史

(1) 沖縄戦から対日平和条約発効まで(1945年~1952年)

①沖縄戦

沖縄戦の経過

1945年3月23日 米軍が艦砲射撃を始める

4月 1日 米軍が沖縄本島読谷海岸に上陸

6月 23日 牛島司令官自決、日本の組織的戦闘終結

9月 7日 沖縄守備軍が米第10軍に降伏(沖縄戦終結)

兵力規模(『沖縄の戦跡と軍事基地』より)

米軍: 総計54万8,000人

地上戦闘部隊 約18万2,000人

艦船 空母40隻、戦艦30隻等約1,520隻

艦載機 約1,600機

日本軍: 総計11万6,000人

正規部隊 約8万6,400人

海軍部隊 約1万人

防衛隊、学徒隊等 約2万人

沖縄戦の犠牲

米軍: 1万2,520人

日本軍: 約9万4,000人(学徒隊約1,200人を含む)

本土出身66,000人

沖縄出身28,000人

沖縄県民 軍人と住民を合わせて推計15万人(集団自決を含む)

沖縄の悲劇もヒロシマ・ナガサキの原爆も回避できた

1945年2月14日の貴族院議長近衛文麿の上奏と天皇の裁決(部分)

近衛文麿

戦局ノ見透シニツキ考フルニ、最悪ナル事態ハ遺憾ナガラ最早必至ナリト存候。…

国体護持ノ立場ヨリスレバ、一日モ速ニ戦争終結ノ方途ヲ講ズベキモノナリト確信仕

候。

昭和天皇

モウ一度戦果ヲ挙ゲテカラデナイト中々話ハ難シト思フ。

近衛文麿

ソウ云フ戦果ガ挙ガレバ誠ニ結構ト思ハレマスガ、ソウ云フ時期ガ御座イマセウカ。

之モ近キ将来ナラザルベカラズ。半年、一年先デハ役ニ立ツマイト思ヒマス。

②米軍の土地囲い込みによる基地建設

米軍の捕虜となった32万人を超える住民が12カ所の捕虜収容所に収容された。

その間に米軍は、必要な土地を好きなだけ囲い込んで基地を建設した。その面積は1945年段階で約182平方キロといわれる。

これは「占領者は私有財産を没収することをえず」としたハーグ陸戦法規46条(1907年)に違反する措置であった。

住民は、収容所から解放されても、米軍の指定された地域で生活しなければならず、多くの島民は故郷へ帰ることを許されなかつた。

(2) 対日平和条約発効から本土復帰まで(1952年から1972年)

天皇メッセージ

1947年9月19日、天皇の御用掛であった寺崎英成氏が、駐日政治顧問部W・J・シーボルトに会い、沖縄の将来に関する天皇の考えを大要次のように伝えた。

天皇は米国が沖縄、その他の琉球諸島に対する軍事占領を継続するよう希望している。天皇は、沖縄（そのほか必要とされる島嶼）に対する米国の軍事占領は、主権を日本に置いたまでの長期—25年ないし50年またはそれ以上の一租借方式という擬制にもとづいて行なわれるべきであると考えている。

①対日平和条約でアメリカの信任統治へ

平和条約が発効した1952年4月28日、沖縄は日本から切り離され、アメリカの統治を半永久的に受けることになった。

沖縄では4月28日を「屈辱の日」と呼び、粘り強く祖国復帰闘争が繰り広げられた。

②銃剣とブルドーザーによる基地建設

1952年、米軍は収用した軍用地の賃貸料を「年間坪当たり1円8銭(B円)とする」という布令91号を公布した。当時のコカコーラ1本は10円(B円)。その5分の1にもならない額であった。当然、県民の大きな怒りを買い、この政策は失敗した。

翌1953年、民政府は布令109号「土地収用令」を出して、土地の強制収容に乗り出し、抵抗する住民は「銃剣とブルドーザー」で追い払われた。

現在の基地の68%はこうして建設された。

さらに民政府は1954年、収用した土地の借地料(地価の6%)の16.6カ年分((地価相当額)を1度に支払うことで永代借地権を設定する方針を発表する。沖縄立法院はこ

れに抗議して「一括払い反対、適正補償、損害賠償、新規接收反対」の「土地を守る4原則」を決議したが、1956年に「プライス勧告」（メリビン・プライス米上院議員を団長とする調査団の報告）が出され、「土地を守る4原則」はすべて否定されてしまう。

この「プライス勧告」は、軍用地政策を含む従来の占領統治を基本的に正しいものとし、沖縄基地が、①制約なき核兵器基地として、②アジア各地の地域的紛争に対処する米極東戦略の拠点として、③日本やフィリピンの親米政権が倒れた場合のよりどころとしてきわめて重要であることを強調していた。

この「プライス勧告」に抗議していっせいに市町村民大会が開かれるなど、「島ぐるみ闘争」が大きく盛り上がり、ついに58年、一定の解決をみるに至った。

③核兵器の配備

本土復帰まで、沖縄にはアメリカの核兵器が18種類、1,200発も持ち込まれていた。この中には長さ1ドル50センチ、直径30センチの小型核兵器もあった。

(3) 本土復帰以後(1972年~)

①沖縄返還協定

1972年5月15日、沖縄は27年間の米軍支配から解放され、本土に復帰した。しかし、「核抜き、本土並み返還」というかけ声とはうらはらに、米軍基地はそのまま残り、緊急の場合には核兵器の持ち込みができるとする核密約や、本来アメリカが負担すべき原状回復補償費400万ドル（14億4,000万円）を日本が肩代わりする密約をともなっていた。

②軍用地確保のための国内法の制定

アメリカの占領時代に土地取り上げの根拠とされた布令・布告は本土復帰と同時に効力を失ったので、政府は新たに特別の法を制定して基地の存続を図った。

まず「公用地暫定使用法」をつくって、基地にされている3,000人の民有地を、一方的に5年間米軍に提供し、その間に地主との契約をすすめた。

5年後、未契約地主が490人残ったので、「地籍明確化法」を制定してその土地をさらに5年間強制的に基地として使わせた。

計10年の暫定使用期間が過ぎてもなお契約に応じない地主がいたので、政府は別の法律である駐留軍用地特措法を使って最終的に県知事が代理署名をすれば反戦地主の土地を基地として米軍に提供できる仕組みを考えた。

しかし、当時の大田昌秀知事が代理署名を拒否しているので、1995年12月、村山富市総理大臣が大田知事を相手に訴訟を起こし、翌年8月、最高裁が県側敗訴の判決を下した。

その後、国は、駐留軍用地特措法を改定して、使用期間が過ぎた反戦地主の土地を半永久的に米軍のために提供する措置をとった。

国民の財産権を奪うこのようなやり方に対して裁判が起こされたが、最高裁は2003年11月に合憲という判断を示した。

2. 米軍基地の現状

(1) 沖縄への集中と出撃基地

日本には、134カ所の米軍基地がある（2009年3月末現在）。そのうち沖縄には専用基地85カ所のうち33カ所、面積にして約74%（229/310km²）が集中し、沖縄県の面積の10.3%、沖縄本島の18.7%を占めている。

ここに第3海兵遠征軍を始め米4軍の兵力約2万4,000人がそろい、アフガニスタンやイラクへの出撃拠点としている。前線に派遣される米軍は、陸上だけでなく沖縄周辺の広大な訓練水域と沖縄の空約40%の訓練空域を自由に使い、昼夜を分かたぬ戦闘訓練を行っている。

(2) 多発する事件・事故・環境破壊

沖縄では軍事基地があるために軍人・軍属が起こす大きな被害が、生命・財産から生産・交通・教育・環境に広がり、生活そのものが破壊されている。

復帰後だけでも米軍人等による犯罪は、2008年末時点で5,584件、殺人や強盗、強姦、放火といった凶悪犯だけで559件発生し、航空機事故は復帰後487件にも上っている。

(3) 「基地の整理縮小」とSACO合意

1995年9月、米兵3人による少女暴行事件が発生した。

県民の怒りが頂点に達し、8万5,000人が暴行事件を糾弾し地位協定の見直しを要求する県民大会を開いた。

この事態に危機感をもった日米両政権は「沖縄に関する日米特別行動委員会」（SACO）を立ち上げ、11カ所の基地を「整理縮小」する案を1996年12月に出した。しかし、この報告は結果として基地を再編し、いっそう強化するための「県内たらい回し」に過ぎないものであった。

3. 普天間基地の問題

(1) 普天間基地とは

普天間基地は、宜野湾市（9万人）のど真ん中にある米海兵隊航空基地である。

面積は480.5haで市面積の25%を占める。

沖縄戦の最中に、本土空襲のために米軍が住民の土地を強奪して飛行場を建設したのが始まりで、戦後になっても「銃剣とブルドーザー」で拡張して今の姿になった。

米海兵隊は、朝鮮戦争の支援部隊として静岡県、山梨県、岐阜県に駐留していたが、全国的な基地反対闘争に直面し、1957年8月から沖縄に移ってきた。

現在、ヘリ36機、固定翼機16機が常駐し、さらにF/A18戦闘機、P3C哨戒機などが飛来して、市民の上空を飛び回っている。

基地周辺に12の私立小中学校と約50の保育所、121もの公共施設がある。

アメリカの安全基準では、滑走路の端から幅450メートル～690メートル、長さ900メートルの台形区域はクリアゾーン（利用禁止区域）とされているにもかかわらず、普天間飛行場の該当区域には多くの市民が居住している。宜野湾市長は2006年11月、「普天間飛行場の安全不適格宣言」を発表し、世界にその危険を訴えている。

騒音回数は年間2万～3万回に及び、授業中断、聴力異常などの被害が日常化し、1972年の本土復帰後だけでヘリ墜落をはじめとする航空機事故が75件も起きている。

近くは2004年8月、イラク出撃訓練中のヘリが基地に隣接する沖縄国際大学に墜落した。ラムズフェルト米国防長官が2003年11月、普天間を上空から視察して「世界一危険な基地」と認めたその翌年の事故であった。

（2）普天間基地の移転問題

「世界一危険」な普天間基地の移転が問題になったのは、1995年の少女暴行事件で噴き出た基地撤去の世論をかわすためであった。

SACOの最終報告では普天間基地を「沖縄本島東海岸」に移設するとされた。

これを受けて名護市で1997年12月、市民投票が行われ、新基地建設に反対が多数を占めたが、直後に比嘉名護市長が海上基地受け入れを表明して辞職した。

その後、次のような経過をたどる。

- | | | |
|-------|-----|---|
| 1998年 | 2月 | 名護市長選で保守派岸本建男氏当選 |
| | 5月 | 普天間包囲行動に1万6,000人 |
| | 11月 | 沖縄県知事選挙で新基地推進の稻嶺恵一氏が当選。 |
| 1999年 | 3月 | 駐留軍用地特措法を改悪して、国の手続きで土地収容可能に |
| | 12月 | 名護市辺野古沿岸域への新基地建設を閣議決定。 |
| 2000年 | 7月 | 嘉手納基地包囲行動に2万7,000人 |
| 2003年 | 4月 | 宜野湾市長に革新統一の伊波洋一氏当選 |
| 2004年 | 4月 | ヘリ基地反対協議会が名護市辺野古海岸で座り込み開始 |
| | 8月 | 沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上 |
| 2006年 | 5月 | 在日米軍再編「ロードマップ」で辺野古沿岸部の埋め立て、
1600メートル×2本のV字型滑走路建設で合意。 |
| | 11月 | 沖縄県知事選挙で自民党の仲井真弘多氏が当選 |
| 2007年 | 9月 | 「集団自決」軍命削除の教科書検定抗議県民大会に11万人 |
| 2008年 | 7月 | 沖縄県議会で辺野古への新基地建設反対の決議を採択。 |
| 2009年 | 2月 | 沖縄海兵隊のグアム移転協定締結 |
| | 8月 | 総選挙で普天間基地の「国外・県外移設」を掲げた民主党が政権を獲得。 |
| | 11月 | 普天間基地の県内移設反対集会に3万人 |
| 2010年 | 1月 | 名護市長選で新基地反対の稻嶺進氏が当選。 |
| | 4月 | 沖縄県民が超党派の9万人集会で普天間の県内移設反対を決議。 |
| | 5月 | 普天間基地を1万7000人包囲
鳩山首相が普天間基地の辺野古移設を表明 |

日米安全保障協議委員会が共同発表

両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて 1800m の長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。

普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、閣僚は、代替の施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに（いかなる場合でも 2010 年 8月末日までに）完了させ、検証及び確認を次回の SCC までに完了させることを決定した。

2010年 6月 鳩山首相退陣、菅内閣発足

8月 普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告

検討された案の一つは、2006年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」に記載された、V字型の二つの滑走路を配置する「V」案である。検討されたもう一つの案は、I字型の単一の滑走路を配置する「I」案で、これも日本政府によって作成されたものである。

9月 名護市の議会議員選挙で辺野古移設に反対する与党が圧勝

11月 沖縄県知事選挙で無所属現職の仲井真弘多氏が再選

2011年 2月 鳩山由紀夫前首相が米軍普天間飛行場の「県外」断念の理由とした在沖米海兵隊の「抑止力」について、「辺野古しか残らなくなつた時に理屈付けしなければならず、『抑止力』という言葉を使った。方便といわれれば方便だった」と述べる。

3月 ケビン・メア米国務省日本部長（前在沖米国総領事）が昨年12月、ワシントンで行った米大学生らに対する講義の際、「沖縄の人は日本政府に対するごまかしとゆすりの名人だ」などと発言したことが分かる。

議論になっている在沖米軍基地は、もともと田んぼの真ん中にあったが、今は街の中にある。沖縄人が、基地の周囲を都市化し、人口を増やしていくからだ。

The controversial bases in Okinawa were originally in the middle of rice fields, but are now in the middle of towns because Okinawans allowed urbanization and population growth to surround United States facilities.

沖縄の人々は、日本政府に対するごまかしとゆすりの名人である。

Okinawans are masters of “manipulation” and “extortion” of Tokyo.

沖縄の人たちは普天間飛行場が世界で最も危険な飛行場だと主張するが、彼らはそれが本当のことではないと知っている。福岡空港や大阪伊丹空港だって同じように危険だ。

Although Okinawans claim MCAS Futenma is the most dangerous base in the world, they know it is not true. Fukuoka Airport and Osaka Itami Airport are just as dangerous

6月 日米安全保障協議委員会（2+2）で次の文書を確認した。

「在日米軍の再編の進展」〈仮訳〉

2011年6月21日

クリントン国務長官 ゲイツ国防長官

松本外務大臣 北澤防衛大臣

閣僚は、現下の変化する地域の安全保障環境に鑑み、抑止力を維持し、日米同盟の能力を強化するために、沖縄を含む日本における米軍のプレゼンスの重要性が高まっていることを強調した。

閣僚は、沖縄を含む地元への影響を軽減するとのコミットメントを再確認した。それは、日本における米軍の持続的なプレゼンスの確保に寄与することとなる。

閣僚は、2006年の再編のロードマップ以降多くの分野において達成された重要な成果を賞賛し、その目的の実現に向けた進展を継続していくことを決意した。

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場の代替の施設

- S C C の構成員たる閣僚は、ロードマップの鍵となる要素である普天間飛行場の代替の施設の重要性を再確認した。
- 閣僚は、2010年5月28日のS C C 共同発表において確認されたように代替の施設はキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置されることを想起しつつ、普天間飛行場の代替の施設に係る専門家検討会合（以下「専門家会合」という。）の分析に基づき、位置、配置及び工法の検証及び確認を完了した。
- 閣僚は、代替の施設を、海面の埋立てを主要な工法として、専門家会合によって記されたようなV字型に配置される2本の滑走路を有するものとすることを決定した。それぞれの滑走路部分は、オーバーランを含み、護岸を除いて、均一の荷重支持能力を備えて、1800mの長さを有する。

閣僚は、環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できる限り、この計画の微修正を考慮し得ることを決定した。

(b) 沖縄における兵力削減及び第三海兵機動展開部隊（III M E F）の要員のグアムへの移転

- S C C の構成員たる閣僚は、西太平洋において米軍が地理的に分散し、運用面での抗堪性があり、かつ、政治的に持続可能な態勢を実現するための、より広範な戦略の一部として、III M E F の要員約8000人及びその家族約9000人を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。
- 閣僚は、2009年2月17日のグアム協定の締結及び日米双方がとった財政措置を含むこれまでの具体的な進展に留意した。閣僚は、ロードマップ及びグアム協定の規定及び条件に従って移転を着実に実施するために必要な資金を確保するとのコミットメントを確認した。
- 米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈にお

いて、沖縄に残留するⅢMEFの要員の部隊構成を引き続き検討する。

(c) 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前に目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。

(d) 土地の返還

- SCCの構成員たる閣僚は、嘉手納以南の施設及び区域の返還はロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認した。
- 閣僚は、沖縄に残留するⅢMEFの要員の部隊構成の検討の結果を反映して、できるだけ早く、統合のための詳細な計画を完成させ、公表することを決定した。
- 閣僚は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の計画及び措置を着実に実施することの重要性を更に強調した。

(e) 再編案間の関係

- SCCの構成員たる閣僚は、沖縄からグアムへのⅢMEFの要員及びその家族の移転は、普天間飛行場の代替の施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていることを再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものである。

(f) 閣僚は、双方がホテル・ホテル訓練区域に関する更なる措置を含む沖縄における影響の緩和のための更なる方法を引き続き探求することを決定した。

(g) 嘉手納における騒音の軽減

- SCCの構成員たる閣僚は、嘉手納飛行場の主要滑走路の反対側に海軍駐機場を移転する計画の進展を歓迎し、また、騒音規制に関する1996年の合同委員会合意へのコミットメントを再確認した。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- SCCの構成員たる閣僚は、第1軍団（前方）の発足を含めたキャンプ座間における米陸軍司令部の改編を歓迎した。
- 閣僚は、また、日本の2012会計年度までの陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転についての、これまでの着実な進展を歓迎した。
- これらの進展は、米陸軍及び陸上自衛隊による調整された司令部能力の向上に寄与することとなる。

3. 横田飛行場

- 閣僚は、共同統合運用調整所（BJOCC）が、日本の2011会計年度末までに運用を開始することに留意した。これは、情報共有を含め、二国間の司令部の調整の強化における重要な前進となるものである。
- 閣僚は、航空自衛隊航空総隊司令部の横田への移転の重要な進展を歓迎した。
- 閣僚は、横田空域の一部について、2008年に管制業務が日本側に返還された

ことを歓迎した。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機部隊の移駐

- 閣僚は、空母艦載機の岩国飛行場への移駐に必要となる施設の整備及び航空管制の手続を含む訓練空域の調整に関するこれまでの進展を歓迎した。
- S C C の構成員たる閣僚は、日本の 2 0 1 2 会計年度中の岩国飛行場における民間航空の再開に向けて作業することを決定した。
- 日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元に説明することとしている。南西地域における防衛態勢の充実の観点から、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機離着陸訓練の恒久的な施設として使用されることになる。閣僚は、長年にわたる問題の解決は、同盟への極めて重要な前向きな貢献となると認識した。

5. 訓練移転

- 閣僚は、移転先にグアムを含める 2 0 1 1 年 1 月の航空機の訓練移転に関する合同委員会合意を歓迎した。
- 閣僚は、日本国内及びグアム等の日本国外において、二国間及び単独の訓練の拡大も含め訓練移転の更なる選択肢を検討することを決定した。

6. 施設の共同使用

- S C C の構成員たる閣僚は、沖縄を含む日本国及び太平洋地域にある米国の施政下にある領域において日米の施設への二国間のアクセスの拡大を促進するための共同使用に関する作業部会の設置を歓迎した。このステップは、より緊密な二国間の調整、相互運用性の向上及び地元とのより強固な関係に寄与する。

7. 環境

- 閣僚は、環境に関する合意に係る作業部会の設置を歓迎し、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りに関する合意の検討を加速することを決定した。

(了)

(3) 普天間基地の移転問題と抑止論の欺瞞

2 0 0 9 年 9 月に成立した鳩山連立政権は、普天間基地を「国外、最低でも県外」へ移設という選挙公約を受けて 3 党政権合意をつくったが、2 0 0 9 年秋のゲーツ国防長官の一喝でこの方針が消え去ってしまう。

野党時代の鳩山氏は 2 0 0 5 年 7 月、「普天間基地（の移設）については、辺野古沖が事实上不可能になった」との認識を表明し、「代替施設なき返還をアメリカに求めるべきだ」と当時の自公政権に迫っていた。

しかし、海兵隊は「学べば学ぶにつけて」沖縄に必要だと宣言、「海兵隊を含む在日米軍全体の抑止力を低下させてはならない」と述べ、ついに 2 0 1 0 年 5 月 2 8 日、沖縄県民の意思を踏みにじって普天間基地の移転先を「辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する

意図を確認した」とする「日米共同発表」に合意したのである。

しかし、果たして海兵隊は抑止力か。当事者に聞こう。

ジョンソン 国務次官補

「われわれは通常兵力による日本の防衛に直接関係する兵力は、陸軍にしろ海軍にしろ、日本には持っていない」

(米上院外交委員会サイミントン小委員会、1970年1月26日～27日)

ワインバーガー 国防長官

「沖縄の海兵隊は、日本の防衛には当てられていない。それは米第7艦隊の即応海兵隊をなし、第7艦隊の通常作戦区域である西太平洋、インド洋のいかなる場所にも配備される。」

(米上院歳出委員会提出書簡、1982年4月)

チャイニー国防長官

「沖縄の海兵隊は、世界的な役割を果たす戦力投射部隊である。」

(1991年7月31日、米下院予算委員会)

米国防総省『米日安全保障関係報告』

「日本におけるわれわれの陸軍、空軍、海軍及び海兵隊の基地は、アジア・太平洋における防衛の第一戦を支援するものである。これらの部隊は広範な局地的、地域的、ならびにペルシャ湾にいたるまでの地域外の緊急事態に対処する準備を整えている。太平洋とインド洋の横断距離は非常に長いので、アメリカは、地域的緊急事態に対応できるように計画された、小規模で、機敏で、より機動性に富む部隊を重視しており、そのことが在日米軍基地の地理的重要性を大きく高めている。」

(1995年3月1日)

富澤 崇 元陸上自衛隊幕僚長

「在日米軍基地は日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序（平和）の維持存続のためにあり」

(安全保障懇話会誌「安全保障を考える」2009年2月1日号)

4. 憲法の視点から見る沖縄基地と普天間問題

以上のような普天間基地問題は、日本の政治のあり方、その核心を問うテーマであり、さらに言えば平和に生きることを望む国民一人ひとりの見識と決意が試されている問題というべきであろう。

その意味で、沖縄県民、ひいては日本国民の基本的人権がいかに侵害されているかを日本国憲法の視点から改めて確認してみたい。

日本国憲法

前文（抜粋）

日本国民は、…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（抜粋）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第29条

財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

1. 総括（米軍・自衛隊共通）

(1) 本県における基地の概要

ア. 米軍基地関係（平成20年3月末現在）

(ア) 総面積：232, 933千m² (23, 293. 3ha)

(イ) 施設数：34施設（兵舎4、飛行場2、港湾3、演習場15、倉庫4、医療1、通信4、その他1）

(ウ) 県土面積（2, 275. 71km²、平成19年10月1日現在）に占める割合：10. 2%

(エ) 地域面積に占める割合

北 部	19. 8%
中 部	23. 7%
南 部	0. 6%
宮 古	—
八 重 山	0. 2%
沖 縄 本 島	18. 4%

(オ) 米軍施設・区域の全国比

全国の米軍施設・区域：	134施設	1, 027, 048千m ²
本土の米軍施設・区域：	100施設	794, 115千m ²
沖縄の米軍施設・区域：	34施設	232, 933千m ²
全国に占める本県の比率：	25. 4%	22. 7%

(カ) 米軍専用施設の全国比

全国の米軍施設・区域：	85施設	308, 825千m ²
本土の米軍施設・区域：	52施設	79, 579千m ²
沖縄の米軍施設・区域：	33施設	229, 245千m ²
全国に占める本県の比率：	38. 8%	74. 2%

(キ) 米軍一時使用施設の全国比

全国の米軍施設・区域：	64施設	718, 224千m ²
本土の米軍施設・区域：	59施設	714, 536千m ²
沖縄の米軍施設・区域：	5施設	3, 688千m ²
全国に占める本県の比率：	7. 8%	0. 5%

(ク) 沖縄の米軍施設・区域の所有形態別面積

総	面	積	:	232,933千m ²	(100.0%)
国	有	地	:	80,235千m ²	(34.4%)
県	有	地	:	8,129千m ²	(3.5%)
市町村	有	地	:	68,110千m ²	(29.2%)
民	有	地	:	76,459千m ²	(32.8%)

(ケ) 復帰時点と現時点の比較

昭和47年5月15日現在 : 87施設 286,608千m²
 (うち専用施設 : 83施設 278,925千m²)

平成20年3月31日現在 : 34施設 232,933千m²
 (うち専用施設 : 33施設 229,245千m²)

(コ) 復帰後の米軍施設・区域の返還状況

返還施設及び面積 : 79施設 55,906千m²

(返還後再提供された施設を含む)

全部返還 : 53施設 31,192千m²

一部返還 : 26施設 24,714千m²

(サ) 在沖米軍人・軍属・家族数 (平成20年9月末)

総	数	:	40,416人
軍	人	:	21,277人
軍	属	:	1,347人
家	族	:	17,792人
陸	軍	:	4,180人
軍	人	:	1,682人
軍	属	:	191人
家	族	:	2,307人
海	軍	:	2,668人
軍	人	:	1,284人
軍	属	:	221人
家	族	:	1,163人

空	軍	:	13,050人
軍	人	:	5,909人
軍	属	:	417人
家	族	:	6,724人
海	兵	隊	: 20,518人
軍	人	:	12,402人
軍	属	:	518人
家	族	:	7,598人

(シ) 在日米軍兵力の現況（沖縄を含む）（平成20年9月末）

総	数	:	33,286人
陸	軍	:	2,604人
海	軍	:	3,764人
空	軍	:	12,540人
海	兵	隊	: 14,378人

(参考) 国防総省関連ホームページより

<http://siadapp.dmdc.osd.mil/>

※(サ)(シ)とも、海軍軍人数には洋上展開している人数は含まれていない。

(ス) 在日米軍兵力に占める在沖米軍兵力の割合(平成20年9月末)

総	数	:	63.9%
陸	軍	:	64.6%
海	軍	:	34.1%
空	軍	:	47.1%
海	兵	隊	: 86.3%

(セ) 本県の駐留軍従業員数(平成20年3月末現在)

総	数	:	8,928人
陸	軍	:	782人
海	軍	:	555人
空	軍	:	2,996人
海	兵	隊	: 3,017人
A A F E S		:	1,578人

(OWEX)

イ. 自衛隊基地関係（平成20年3月末現在）

(ア) 総面積：6,966千m²

(イ) 施設数：35施設

(ウ) 県土面積（2,275.71km²）に占める割合： 0.3%

(エ) 地域面積に占める割合

北 部	0.1%
中 部	0.5%
南 部	1.3%
宮 古	0.1%
八 重 山	—
沖 縄 本 島	0.5%

(オ) 自衛隊基地の全国比

全国の自衛隊施設・区域： 2,624施設 1,084,694千m²

本土の自衛隊施設・区域： 2,589施設 1,077,728千m²

沖縄の自衛隊施設・区域： 35施設 6,966千m²

全国に占める本県の比率： 1.3% 0.6%

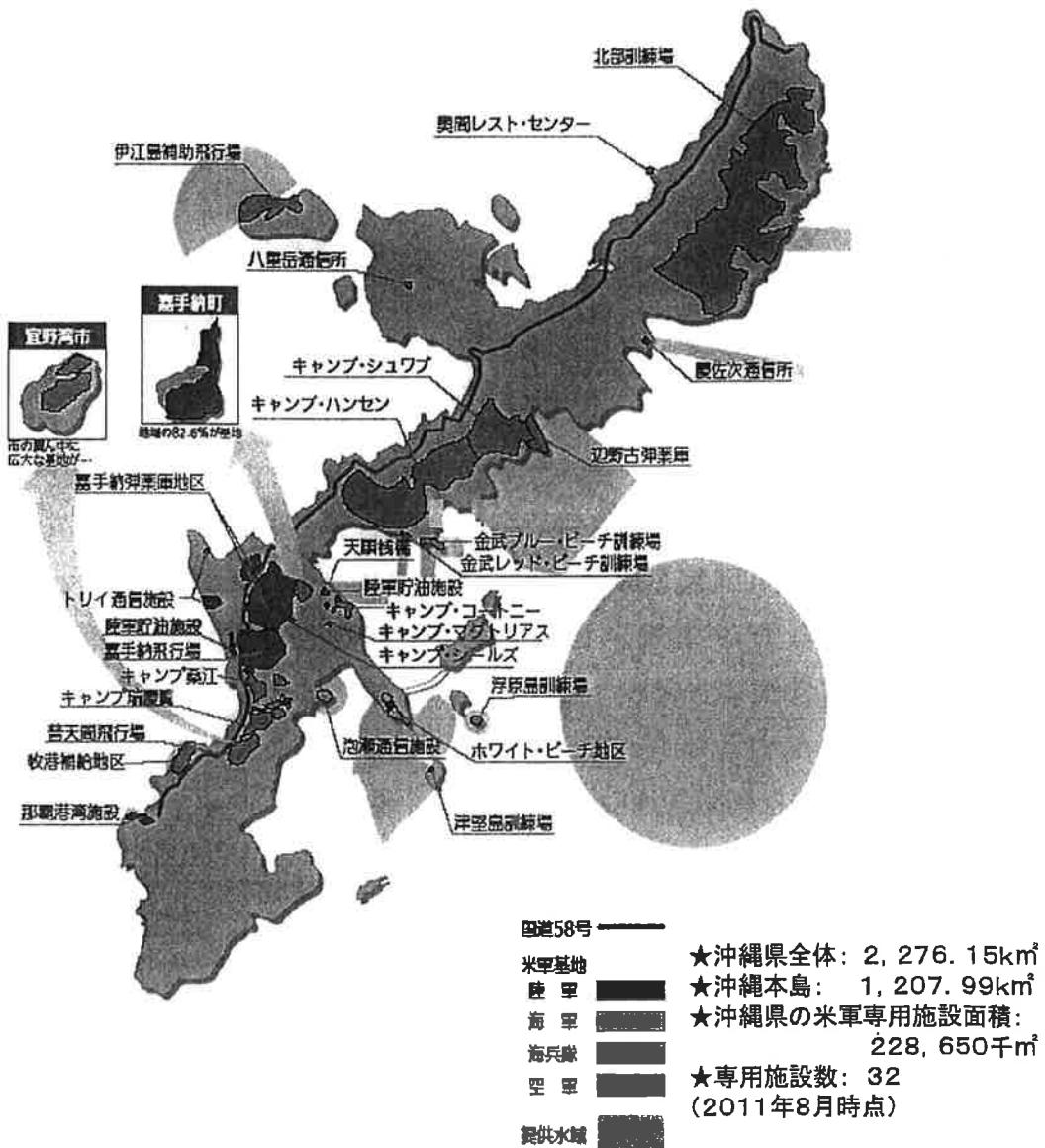
(カ) 沖縄の自衛隊基地の所有形態別面積

総 面 積 :	6,966千m ² (100.0%)
国 有 地 :	1,028千m ² (14.8%)
県 有 地 :	1千m ² (0.0%)
市 町 村 有 地 :	1,193千m ² (17.1%)
民 有 地 :	4,744千m ² (68.1%)

(キ) 本県における自衛官数（平成21年1月1日現在）

総 数 :	約6,300人
陸 上 自 衛 官 :	約1,900人
海 上 自 衛 官 :	約1,300人
航 空 自 衛 官 :	約3,100人

沖縄の米軍基地の現状



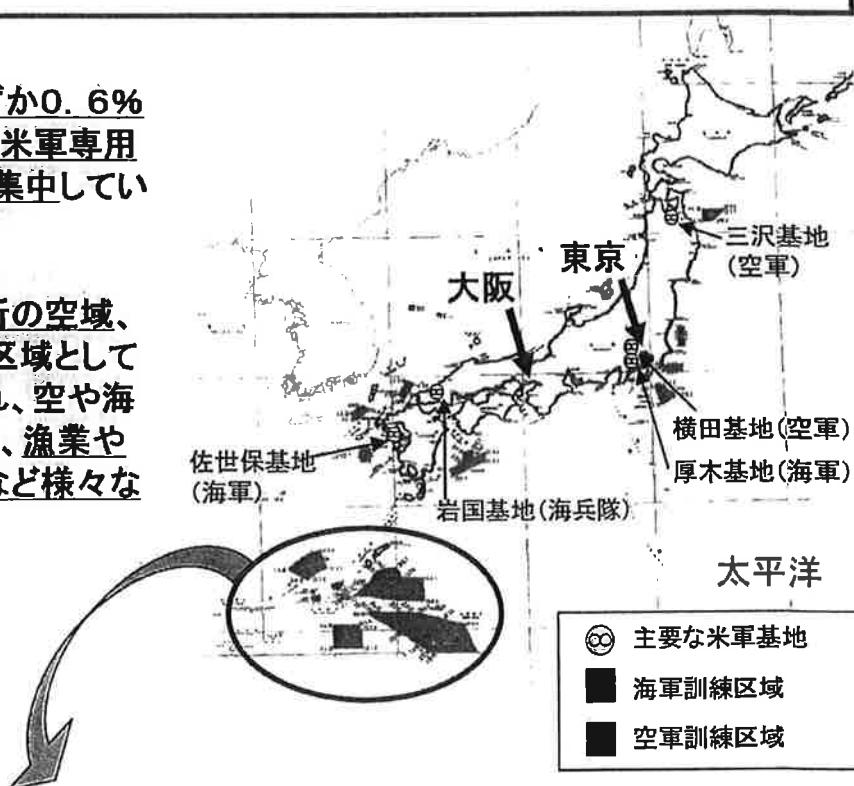
沖縄の経済発展が、広大な米軍基地によって 著しく阻害されている現状

- 沖縄の米軍施設のほとんどが沖縄本島に存在し、沖縄本島の面積の約18.4%を占める。
- 沖縄本島は県人口の約91%を占め、中南部地域には、本島人口のうち約8割が生活し、人口や産業が集中している。
- 県土の重要な場所に存在する米軍基地は、都市機能、交通体系、土地利用に大きな制約を与えている。

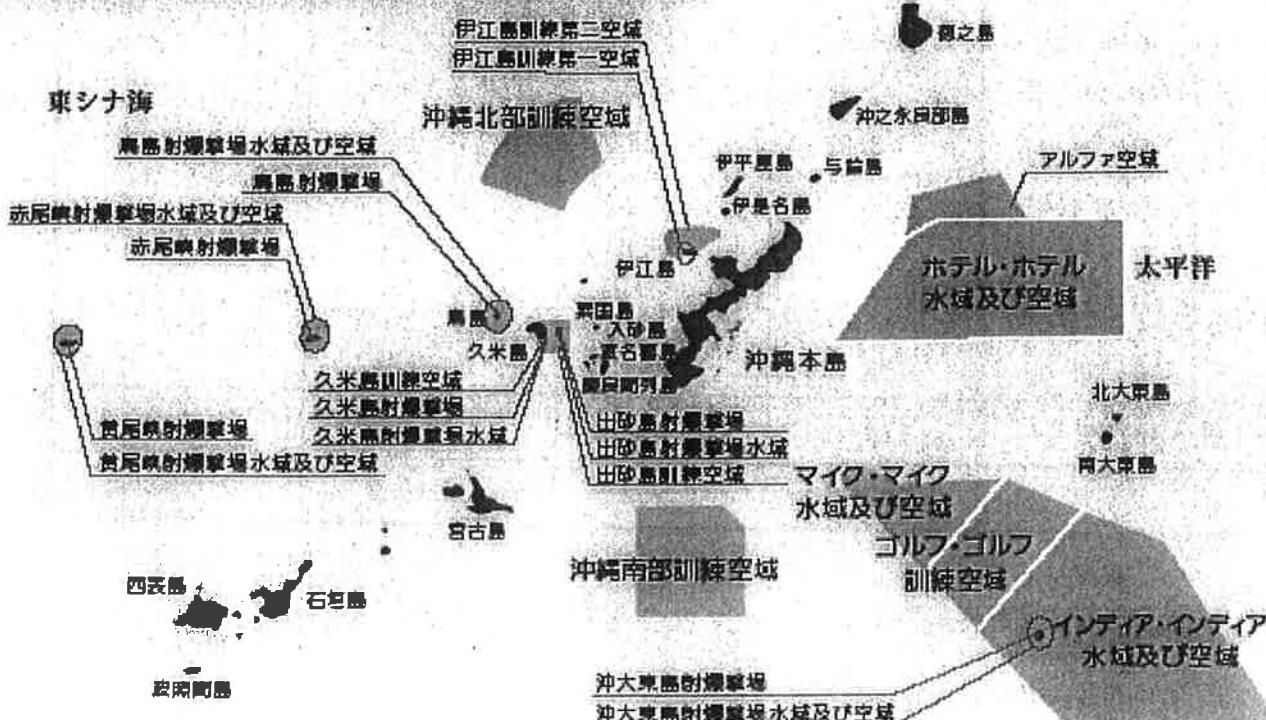
日本における米軍訓練空域・水域

・日本の国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄に在日米軍専用施設面積の約74%が集中している。

・沖縄周辺には、20カ所の空域、28カ所の水域が訓練区域として米軍の管理下におかれ、空や海が自由に使えないため、漁業や民間航空機の離発着など様々な制約が存在する。



沖縄周辺の米軍訓練空域・水域



(2) 市町村別米軍基地面積

番号	市町村名	市町村面積 (ha)	施設面積 (ha)	市町村面積に 占める割合 (%)	全施設面積に 占める割合 (%)
1	国頭村	19,482	4,485.4	23.0	18.9
2	東村	8,179	3,394.4	41.5	14.3
3	名護市	21,030	2,334.7	11.1	9.9
4	本部町	5,431	1.2	0.0	0.0
5	恩納村	5,080	1,495.4	29.4	6.3
6	金武町	3,787	2,244.7	59.3	9.5
7	宜野座村	3,132	1,586.5	50.7	6.7
8	伊江村	2,277	801.6	35.2	3.4
9	うるま市	8,612	618.5	7.2	2.6
10	沖縄市	4,900	1,689.1	34.5	7.1
11	諏訪谷村	3,517	1,258.9	35.8	5.3
12	嘉手納町	1,504	1,240.4	82.5	5.2
13	北谷町	1,377	728.9	52.9	3.1
14	北中城村	1,153	210.9	18.3	0.9
15	宜野湾市	1,970	637.5	32.4	2.7
16	浦添市	1,909	273.7	14.3	1.2
17	那霸市	3,923	56.4	1.4	0.2
18	久米島町	6,350	4.4	0.1	0.0
19	渡名喜村	374	24.5	6.6	0.1
20	北大東村	1,310	114.7	8.8	0.5
21	石垣市	22,900	91.5	0.4	0.4
基地所在市町村		128,197	23,293.3	18.2	100.0
全 県		227,571	23,293.3	10.2	100.0

- 注 1. 市町村面積は、国土地理院の資料（平成19年10月1日現在）による。
 　ただし、境界未定部分については、平成20年度普通交付税の算定に用いる
 　市町村面積の協定書によって確定。
2. 施設面積は、沖縄防衛局の資料（平成20年3月末現在）による。
3. 「0」は表示単位に満たないものである。
4. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(10) 都道県別米軍施設数及び面積

都道府県名	施設数	施設面積		都道府県面積 (km ²)	都道府県面積に 占める施設面積の 割合(%)	順位
		順位	(千m ²)	順位		
全 国	134		1,027,048	377,929.99	0.27	
1 北海道	18	2	344,601	83,456.38	0.41	9
2 青森県	7	5	32,069	8,918.45	0.36	10
3 岩手県	1	14	23,264	15,278.85	0.15	13
4 宮城県	3	10	45,699	6,862.09	0.67	7
5 山形県	1	14	1,308	6,652.11	0.02	26
6 茨城県	1	14	1,078	6,095.69	0.02	27
7 群馬県	1	14	5,796	6,363.16	0.09	18
8 埼玉県	4	8	2,052	3,767.09	0.05	20
9 千葉県	1	14	2,102	5,081.91	0.04	21
10 東京都	7	5	16,031	2,102.88	0.76	6
11 神奈川県	15	3	20,895	2,415.84	0.86	5
12 新潟県	1	14	14,080	10,789.41	0.13	15
13 石川県	1	14	1,606	4,185.48	0.04	22
14 山梨県	0	29	45,969	4,201.17	1.09	4
15 岐阜県	1	14	1,626	9,768.20	0.02	28
16 静岡県	4	8	89,160	7,329.18	1.22	2
17 滋賀県	1	14	24,090	3,766.90	0.64	8
18 兵庫県	1	14	20	8,395.61	0.00	30
19 鳥取県	1	14	778	3,507.26	0.02	25
20 岡山県	1	14	18,822	7,009.57	0.27	11
21 広島県	7	5	5,227	8,479.03	0.06	19
22 山口県	2	12	6,629	6,112.73	0.11	17
23 福岡県	2	12	1,415	4,844.49	0.03	24
24 佐賀県	1	14	13	2,439.58	0.00	29
25 長崎県	13	4	4,611	4,095.55	0.11	16
26 熊本県	3	10	16,281	7,076.58	0.23	12
27 大分県	1	14	56,350	5,099.25	1.11	3
28 宮崎県	1	14	9,135	6,346.14	0.14	14
29 鹿児島県	0	29	3,409	9,044.08	0.04	23
30 沖縄県	34	1	232,933	2,275.71	10.24	1

注 1. 施設数・施設面積は、沖縄防衛局の資料（平成20年3月末現在）による。

施設が複数の都道府県にまたがる場合、施設数は、主要部分が所在する都道府県に算入されている。

2. 都道府県面積は、国土地理院の資料（平成19年10月1日現在）による。
都県にまたがる境界未定地域（13,900.67km²）は、各都道府県の面積には含まれていない。ただし、全国の面積には計上されている。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 施設面積の割合が同値でも小数点第2位以下でもって順位を表示している。